

光 市 記 者 発 表 資 料

令和4年10月20日

行政代執行の実施について

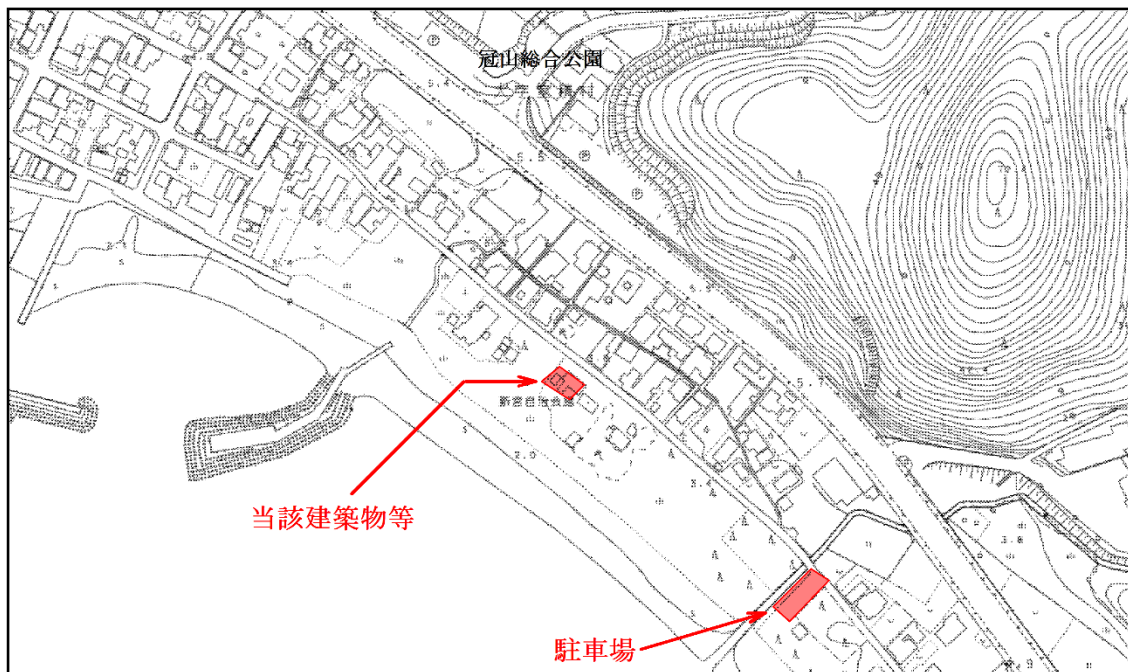
行政代執行法（昭和23年法律第43号）の規定に基づき、下記のとおり行政代執行を実施します。

記

- 1 執行日  
令和4年10月26日（水） 午前10時から代執行宣言を行い、作業に着手します。
- 2 代執行の対象となる当該建築物等
  - (1) 所在 光市光井一丁目1744番7
  - (2) 種類 居宅
  - (3) 構造 木造コンクリート瓦葺平屋
  - (4) 床面積 84.46平方メートル
- 3 代執行責任者  
光市経済部次長 西 村 猛
- 4 執行内容  
建築物の基礎を除く地上部分の除去
- 5 行政代執行費用  
約1,900,000円
- 6 その他  
本市においては、最初の行政代執行となります。

問合せ 光市経済部農林水産課耕地林務係  
嶋司 芳彦  
TEL 0833 (72) 1509 FAX 0833 (72) 6470

## 位置図



## 現況写真

